

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人 神楽会

社会福祉法人 神 楽 会（以下「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護・介護予防サービスに携わるものの重大な責務であると考えています。

当法人が保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（以下「ガイドライン」という）を遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

具体的な取り扱いは、下記のとおりです。

記

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示及び委託

- （１）個人情報の取得にあたり、利用目的を明示したうえで、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知又は公表し、その範囲内で利用します。
- （２）個人情報の取得・利用・第三者への提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- （３）当法人が、業務の一部を委託する場合には、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う委託先を選定し、かつ秘密保持誓約を締結したうえで情報の提供を行うとともに、委託先への適切な監督を行います。

2. 個人情報の安全性確保の措置

- （１）当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、必要な教育を継続的におこないます。
- （２）個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失又は棄損の予防及び是正のため、当法人において必要なルールを整備し、安全対策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応

当法人は、利用者より自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除等の申し出があった場合には、対応します。

これらを希望される場合には、各事業所の個人情報相談窓口までお問い合わせください。

4. 苦情の解決

当法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情に対しましては、適正かつ迅速な対応に努めます。

事業所の個人情報相談窓口までお問い合わせ下さい。

平成 30 年 6 月 1 日

社会福祉法人 神 楽 会
理事長 佐藤 誉

個人情報保護の利用目的

社会福祉法人 神楽会

社会福祉法人 神 楽 会（以下「法人」という）においては、個人情報保護に対する基本方針のもと、ここに利用目的を規定します。

法人は、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

1. 介護・介護予防サービスの利用者への介護・介護予防の提供に必要な利用目的

（１）施設等内部での利用目的

- ① 施設等が介護・介護予防サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護・介護予防保険事務

③ 介護・介護予防サービスの利用者に係る施設等の管理運営業務のうち

- ア 入所（入居）・退所（退居）等の管理
- イ 事故等の報告
- ウ 利用者の介護・医療サービスの向上
- エ 会計・経理

（２）他の事業者等への情報提供

① 施設等が、利用者に提供する介護・介護予防サービスのうち

- ア 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- イ 家族等への心身の状況説明
- ウ 協力病院医師等への情報提供

② 介護・介護予防保険事務のうち

- ア 審査支払機関へのレセプトの提出
- イ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

③ 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

2. その他の利用目的

- (1) 介護・介護予防サービス及び業務の維持・改善のための基礎資料
- (2) 施設等において行われる学生の実習への協力
- (3) 事例研究
- (4) 広報誌への掲載
- (5) 役員会及び評議委員会の資料
- (6) 厚生労働省及び関係行政機関による法令に基づく、照会・届出・調査・検査・監査・実地指導等

平成 30 年 6 月 1 日

社会福祉法人 神 楽 会
理事長 佐藤 誉

個人情報開示等の手続き

社会福祉法人 神楽会

社会福祉法人 神 楽 会（以下「法人」という）は、個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除（以下「開示等」という）に係る手続きについて、下記のとおり規定します。

記

1. 個人情報の開示等請求窓口

生活相談員または介護支援専門員が対応致します。

2. 個人情報の開示等の手続き

- （１）利用者ご本人又は代理人の申し出により、個人情報の開示等を行います。
- （２）「個人情報開示等依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、利用者ご本人又は代理人であることを証明するものを添えて申し出ください。
- （３）開示等を行うことにより、「利用者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」や「法人各事業所の業務の適正な実施に、著しい支障を及ぼすおそれがある場合」、「他の法令に違反することとなる場合」については、法令に基づき全部又は一部の開示を行うことができません。
- （４）開示等にあたり説明を求められる場合は、必要に応じ職員が説明を行います。
- （５）電話での問い合わせにはお答えできません。

3. 開示等に係る費用

コピーを必要とされる場合は、実費相当額をご負担ください。

平成 30 年 6 月 1 日

社会福祉法人 神 楽 会
理事長 佐藤 誉